

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条(機関) 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人	第4条(機関) 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 (削除) (3)会計監査人
第5条～第19条 (条文省略)	第5条～第19条 (現行どおり)
第4章 取締役、取締役会及び執行役員	第4章 取締役、取締役会及び執行役員
第20条(取締役の選任) 1. 取締役は、株主総会において選任する。 2. (省略) 3. (省略)	第20条(取締役の選任) 1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)
第21条(取締役の任期) 1. 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。 (新設)	第21条(取締役の任期) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第22条(代表取締役及び役付取締役) 1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。	第22条(代表取締役及び役付取締役) 1. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。
第23条 (条文省略)	第23条 (現行どおり)
第24条(取締役会の招集通知) 1. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	第24条(取締役会の招集通知) 1. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第25条(取締役会の決議)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第25条(取締役会の決議)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。</p>
<p>第26条 (条文省略)</p> <p>第27条(取締役の報酬) 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条～第29条 (条文省略)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p> <p>第28条(取締役の報酬) 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第29条～第30条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第30条(監査役の選任)</p> <p>1. <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第31条(監査役の任期)</p> <p>1. <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>第31条(監査等委員会の招集通知)</p> <p>1. <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第32条(監査等委員会の決議) <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>第33条(監査等委員会規程) <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第32条(常勤の監査役及び常任監査役)</u></p> <p>1. 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>2. 監査役は、互選をもって常任監査役を定めることができる。</p>	(削除)
<p><u>第33条(監査役会の招集通知)</u></p> <p>1. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p><u>第34条(監査役会の決議)</u></p> <p>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>第35条(監査役会規程)</u></p> <p>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p><u>第36条(監査役の報酬)</u></p> <p>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p><u>第37条(監査役の責任免除)</u></p> <p>1. 当会社は、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、監査役の責任を免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、監査役との間で、法令の定める限度まで、監査役の責任を限定する契約を締結することができる。</p>	(削除)
<p><u>第38条～第41条(条文省略)</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第34条～第37条(現行どおり)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当会社は、2016年3月期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であったものを含む。)の責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>